

キッチンカー出店者募集要項

1 目的

自主事業のイベント開催時に飲食コーナーを設けることで越谷市立総合体育館及びその周辺のにぎわいを創出するためキッチンカーを出店する事業者を募集します。

2 実施要項

- (1) 出店場所 越谷市立総合体育館正面広場（越谷市増林2丁目33番地）
※出店場所は抽選
- (2) 出店形態 キッチンカー（移動販売車）による出店
- (3) 販売品目 飲食物（ペットボトル等での飲料販売は禁止）
- (4) 実施期間 令和6年（2024年）4月1日から
令和7年（2025年）3月31日まで
※上記期間で、イベント開催時に公社から出店を依頼します。
- (5) 出店時間 公社と調整
- (6) 出店面積 10㎡から12㎡
- (7) 出店料 無料
※ただし、総売上金額（消費税込）×10%を販売手数料として頂きます。
- (8) 出店資格
 - ①公的機関の発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。
 - ②営業許可証に記載された営業の種類が自動車による飲食店営業であること。または、自動車による弁当販売業について、公的機関に越谷市内での営業を届出済であること。
 - ③食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
 - ④出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。
 - ⑤食品賠償保険等に加入していること。
 - ⑥暴力団（暴力団員における不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
 - ⑦市税に滞納しないこと。

3 応募要項

- (1) 提出書類

- ①出店申請書・誓約書
- ②営業に関する許可証等の写し
 - 【許可営業の場合】営業許可証の写し
 - 【営業届出の場合】営業届の写し

(2) 提出方法

越谷市立総合体育館へ持参

4 注意事項

(1) 食品衛生管理

施設や設備が基準通りに維持管理されているか常に点検するとともに、食品の取り扱い等にも十分留意して、安全で衛生的な食品を提供されるよう努めること。

(2) 施設利用

- ・キッチンカーの搬入、搬出は出店者各自で行うこと。
- ・電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者において用意すること。
- ・出店日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること。
- ・販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（原状復帰）。

(3) その他

- ・出店者は、出店に伴い発生した事故やトラブル等一切の責任を負うものとする。
- ・誓約書を遵守すること。
- ・出店者は、本要項、越谷市立総合体育館管理者の指示に従うこと。
- ・出店期間中であっても、感染症拡大、自然災害及び市の業務上の都合等により、急遽出店を中止していただく場合がある。その際に発生する損失の補填は行わない。

5 お問い合わせ

〒343-0011

越谷市立総合体育館（埼玉県越谷市増林二丁目33番地）

TEL：048-964-4321

FAX：048-964-4327